

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 1 日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 民生主管部（局） 御中
 { 中核市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の
施行に伴う同法第 30 条の保育所等における適切な対応について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成 24 年政令第 244 号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号。以下「施行規則」という。）の趣旨及び内容については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」（平成 23 年 6 月 24 日付け社援発 0624 第 3 号）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について（通知）」（平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 2 号・雇児発 0924 第 2 号・社援発 0924 第 5 号）でお示ししたところですが、法令の施行に当たっては、法第 30 条に定める保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等について、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に基づく適切な対応の徹底を図る必要があります。

つきましては、保育所等における対応に当たっては、下記 1 の基本的視点に立ち、下記 2 の手引き等の資料を参照しながら対応いただくよう、管内市町村（特別区を含む。）を通じ、保育所等の長に周知をお願い致します。

記

1. 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障害者虐待の防止と対応のポイント

- ① 虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待が発生してからの対応はもとより、虐待を未然に防止することが最も重要であること。
- ② 障害者虐待への対応としては、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害

者や養護者等に対する支援を開始することが重要であること。

- ③ 障害者本人の自己決定が難しい場合や、養護者との信頼関係を築くことができていない場合であっても、障害者の安全確保を最優先するために緊急保護を必要とする場合があること。
- ④ 障害者本人の自己決定を支援する視点が重要であるとともに、在宅の虐待事案では、虐待している養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくないため、養護者支援についても意識する必要があること。
- ⑤ 支援の各段階において、関係機関が連携を取りながら、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要であること。

(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

- ① 虐待を行っている者が、自分の行為が虐待に当たると気づいていない場合もあるが、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があること。
- ② 障害の特性から、障害者本人が、自らが受けている行為が虐待であると認識できない場合があること。本人からの訴えがない場合には、周囲がより積極的に介入をしなければ、虐待が長期化したり、深刻化したりする危険があること。
- ③ 施設や就労現場で発生した虐待について、家族が「これくらいのことは仕方ない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定したりすることがあること。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があること。
- ④ 虐待事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け、組織的に行うことが必要であること。その前提として、それぞれの組織の管理職が、虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要であること。

※ 以上は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成 24 年 10 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）8 ページから 11 ページを要約したものです。

2. 参考資料

(1) 保育所保育指針（抄）

※ 保育所保育指針（全体版）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

(2) 「子ども虐待対応の手引き（平成21年3月31日改正版）」（抄）

※ 「子ども虐待対応の手引き」（全体版）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf

(3) 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）

(4) 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成24年9月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）

(5) 厚生労働省ホームページ「障害者虐待防止法が施行されます」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_ahukushi/gyakutaiboushi/